

インターネットにおける表現の自由の確保に関する質問主意書

提出者 原口一博

## インターネットにおける表現の自由の確保に関する質問主意書

SNSをはじめとするインターネット上での投稿等において、日本国憲法で保障される表現の自由や通信の秘密を確保するため、政府の考えについて確認する。

一 表現の自由や通信の秘密を保障した日本国憲法第二十一条の趣旨を踏まえ、電気通信事業法には、第四条において電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密が定められており、また、同法にはこれを犯した者を二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する罰則規定も設けられている。そこで、閲覧することのできる対象者を限定し、一般には非公開とする機能を用いた投稿に対し、SNS事業者等が、自ら定める削除基準に該当するとして当該投稿を削除する行為は、同法第四条に抵触するのではないか。そうでないか。すればその理由は何か、政府に問う。

二 全世界に普及するSNS等を提供する大規模なプラットフォーム事業者は、そのユーザーに関する多くの個人情報や個人関連情報を保有し、その情報を用いて自らのマーケティング活動等の役務を提供し、莫大な利益を上げているとされる。また、それだけでなく、例えば前述のとおり、事業者による通信の秘密を侵す行為、言わば検閲を行う事案が現に起きるなど、言論の自由を奪う活動も見られる。こうした横暴

な行為は、我が国の安全保障や国民生活の保護、加えて表現の自由の観点から決して看過できることではない。政府は、大規模なプラットフォーム事業者に対して、電気通信事業法第四条やいわゆる独占禁止法を厳正に執行し、その行為やあるいは事業そのものを正すべきだと考えるが、どうか。政府の認識を問う。

三 総務省の有識者検討会「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」が令和六年九月十日に公表したとりまとめにおいて、偽・誤情報対策の一つとして、情報の真偽を検証するファクトチェックの普及を提言した。この提言は、ファクトチェック団体に国が関与することにより、いわば官製ファクトチェック団体となって偽・誤情報対策の名を借りた検閲・言論統制を招くものである。政府に対しては、ファクトチェックに乗じて政府に都合の悪い言論を封じないよう求めるが、見解を問う。また、Xにあるコミュニティーノートの機能について、政府がこれを作成した事実はあるのか、答えられたい。加えて、このコミュニティーノートは他者からはその作成者を確認することはできないところ、政府が行う場合はその所属等を明確にした上で作成すべきと考えるが、どうか。

右質問する。